

【論 文】

個人所得税における資産損失に伴う受領損害賠償金

—包括的所得概念下における所得を中心として—

宮 崎 裕 士

1. 問題の所在

受領損害賠償金は、不法行為等により受けた被害を回復するための金員であり、原状復帰のために支出されると観念され、その受けた金員による所得は、政策的に非課税として所得計算に入れないことになっている。その上で、非課税とならなかった損害賠償金は一時所得に分類される（所得税基本通達（以下「所基通」という）34-1）が、これをその原因となった損害と通算して補填できるかといえ、他の所得との損益通算に制限がある一時所得の性質上、同年に起こった一時所得に係る損失のみが損益通算可能となる。したがって、同暦年に起こった損害に係る損害賠償のみ同時両建てが可能となる。この処理は、所得税法（以下「所法」という）51条において事業用資産損失と損害賠償金および保険収入の両建て処理として表れており、またこれから、同暦年内でない損害と、それに起因する損害賠償金の受領は、後述する損益切離説によると考えられる。

上記のような損害賠償における両建ては、所法9条17号から委任を受けた所得税法施行令（以下「所令」という）30条、および94条で、主に二重控除防止規定として使用されている。例えば、所令30条では、不法行為があったことに起因して資産損失があった場合は、資産の購入金額は必要経費として収入金額から控除されて、当該資産損失を補填する損害賠償金まで非課税になれば、所得計算上、二重に控除されることになるため、受領損害賠償金を課税所得として両建てし、認識する。このように、二重控除によって結果的に包括的所得概念における純資産の増加がもたらされることを防ぐため、所令30条が措置されていると考えられる。この点について、ライブドア損害賠償金事件¹については当該規定が該当しないとして非課税で確定したのであるが、この判決には疑問が残るため、その仕組みを検討し、どこに問題があったのかを改めて究明したい。

2. 損害賠償金と所得税法上の非課税規定

まず、損害賠償金の非課税規定についてどのように捉えたらよいのであろうか。そもそも損害賠償金は、不法行為等につき自己の意思とは関係なく突発的な被害を受けた者が、その被害

¹神戸地裁平成25年12月3日判決、平成24年（行ウ）第6号 LEX/DB 【文献番号】25503124。

の回復を行なうために加害者等から給付される金員であって、原状回復の意味を持つものである。したがって、その損害賠償金は、喪失した被害額と等価であることが前提であって、それを超えた部分については所得を生じることになる。この点について、平成17年9月12日裁決²では、「所得税法第9条第1項第16号（現行第17号）、同法施行令第30条及び第94条の趣旨は、損害賠償が他人の被った損害を補てんし、損害がないのと同じ状態にすることを目的とするものであって、その間に所得の観念を入れることが酷であるから、これを非課税所得とし、他方、損害賠償金の名目で支払われたとしても、そのすべてが非課税所得になるわけではなく、本来所得となるべきもの又は得べかりし利益を喪失した場合にこれが賠償されるときは、喪失した所得（利益）が補てんされるという意味においてその実質は所得（利益）を得たのと同じの結果に帰着すると考えられるから、それを非課税所得としないとするものである」と述べており、損害賠償金を非課税とするのは、原状回復のための金員には所得の増大や担税力を見出だせないからと考えられる。

ここで、非課税所得の意義とは、谷口教授によれば、「講学上は理論的・政策的考慮または執行上の考慮に基づき明文の法律規定（税法以外の法律の規定を含む）によって課税所得（課税物件としての所得）の範囲から除外される所得をいう（神戸地裁昭和59年3月21日訴訟月報30巻8号1485頁）。これは、明文の除外規定がなければ課税所得とされる点でそもそも法律上想定外とされている帰属所得のような不課税所得や免税所得とは異なる」³と述べる。

岡村教授も、「非課税の趣旨は、一般には担税力の考慮にあるとされることが多い。担税力の語は一種のマジックワードである」⁴とした上で、税制調査会昭和36年答申を引用し、「この種の問題に対する取扱いは、その性質上、あまりに理論にのみはしめることは適当ではなく、常識的に指示されたものでなければならない。」⁵という見解に従っている。その上で、「損害による損失を所得から控除するのであれば、受け取った金銭や資産を非課税とすることはできないはずである（二重控除になる）」と述べる⁶。以上から、非課税所得とは所得の増大や担税力を見出だせず、政策的考慮または執行上の考慮に基づいて所得から除外されると解される。この考え方を図示すると次頁【図表1】となる。

また、非課税規定の意義について判例等を確認すると、横浜地裁平成10年7月22日判決⁷において「法令等において非課税とする趣旨の規定がない限り、これを課税の対象としているものと解するのが相当である」と判示しており、また、これと同旨を昭和50年10月28日静岡地裁⁸および、その控訴審である東京高裁昭和51年9月13日⁹の両判決において「所得税法は、各

²平成17年9月12日裁決、公表裁決事例集 No.70、87頁。

³谷口勢津夫『税法基本講義第3版』（清文社、2013）202頁。

⁴岡村忠生『所得税法講義』（成文堂、2007）36頁。

⁵税制調査会「税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明」（1961年12月）557頁。

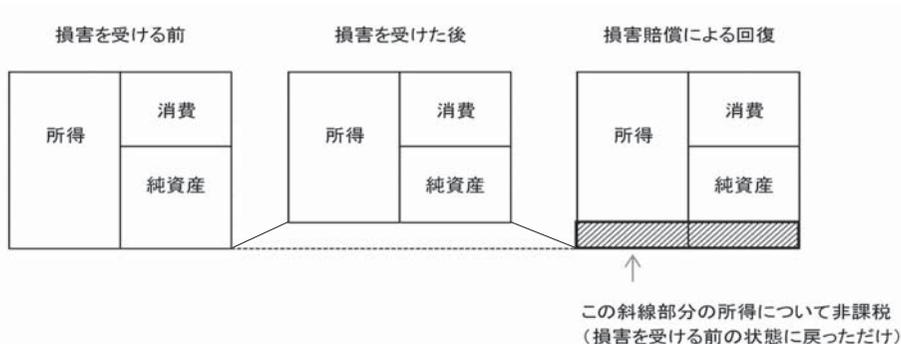
⁶同上、36頁。

⁷横浜地裁平成10年7月22日判決、平成9年（行ウ）第52号 LEX/DB 【文献番号】28052432。

⁸静岡地裁昭和50年10月28日判決、昭和49年（行ウ）第7号 LEX/DB 【文献番号】21051881。

⁹東京高裁昭和51年9月13日判決、昭和50年（行コ）第71号 LEX/DB 【文献番号】21055350。

【図表 1】 損害賠償による非課税所得の基本的考え方



人に発生帰属した経済的利益のすべてを『所得』として把握し、明らかに非課税とする趣旨がない限り、その発生原因又は法律関係のいかんを問わず、すべてこれを『課税所得』としているものと解すべきである。」と判示している。これらより、非課税となる所得は、発生原因を問わない包括的所得概念によってまず所得と見出され、その後に非課税規定によって課税の対象から外されていると考えられる。

そして、包括的所得概念および【図表 1】より、純資産もしくは消費の増加に伴って所得も増大していることから、例えば資産のみが増加して所得が増大しないということはある得ず、この逆もまたあり得ないことが導かれる。これより、非課税所得とは、既に損害を受けた資産につきそれを補填する資産を受領した場合において、損害額を超えない程度で増大した所得であり、非課税規定とは、非課税となった所得とともに、それに基因する純資産増加をも無いものとする規定であると理解できる。したがって、所得の非課税は、所得と同額の支出を計上する両建て、もしくは、所得を無いものとし、係る支出も無いものとする両落ちのどちらかでしか存在し得ないことになる¹⁰。

ここで、現行所得税法の規定を確認すると、まず、損害賠償金等の非課税を定めた所法 9 条 1 項 17 号があり、その委任を受けた所令 30 条をみると、柱書には非課税とならない損害賠償金として、「必要経費に算入する部分」を除外する旨の括弧書¹¹、および、同条 2 号で資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金は、「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害」に限定して非課税とする旨の規定を設けている。この「不法行為その他突発的

¹⁰ 篠原教授は、損害が課税所得の計算において所得から控除されている場合には、これを填補する損害賠償金を非課税とすると、被害者の純資産額は損害前の水準に回復しているにも関わらず、損害控除分が 2 重控除となるとし、「これを防止するには、①当該賠償金を課税所得に算入して損害の所得控除と『収支両建て』にするか、あるいは、②当該賠償金を非課税としつつ損害の所得控除を遡って取り止め『収支両落ち』とするか、いずれかの処理が必要となる。」と述べる（篠原克岳「資産に加えられた損害に対する損害賠償金等を巡る所得税法上の諸問題」税大論叢 69 号 2-3 頁）。

¹¹ 必要経費は投下資本の回収を伴うが、これについて泉博士はオープン型の投資信託についてであるが、「投下資本の回収に伴う非課税とは、投下資本の回収に伴う所得であり、所得を生ずる場合と損失を来たす場合とがあるので、煩を避けるために所得の法は非課税とし、損失の方は無いものとすることになっている。」といわゆる両落ちについて述べている（泉美之松『税についての基礎知識〔9 訂版〕』（税務経理協会、1983）122 頁）。

な事故により資産に加えられた損害」の規定につき、昭和36年税制調査会答申では必ずしも明確ではないが、その反対語として観念されているのは、「契約、収用等の場合のように当事者の合意に基づくか、あるいは強制的な要素があるにしても社会的な合意が要請されている場合」である¹²。この契約、収用等による資産の移転ないし消滅に関して、所令95条に規定があり、譲渡所得の基因となる資産に関する「不法行為その他突発的な事故による」損害賠償金については所令30条により非課税所得となるが、それ以外の契約、収用等による補償金については、譲渡所得扱いをすることを確定的に明らかにした規定であると考えられる¹³。

上述したように、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害に限定して受ける損害賠償金は原則的に非課税となるが、この例外となる事由は以下のとおりである。

(ア) 所令30条柱書括弧書にあるように、必要経費に算入される賠償金となる場合。

この場合は、すでに支出した、あるいは支出している必要経費が損害額の対象となり、の補填のために賠償金が支払われる場合である。したがって、受領した賠償金を課税所得として純資産を増加させ、一方で損害の対象となった必要経費を純資産から減少させて純資産を増減調整することによって、結果的に純資産増減が無かったことになる。

(イ) 所令94条¹⁴にあるように、「たな卸資産およびたな卸資産に準ずる資産（以下、「たな卸資産等」という）」の交換価値、あるいはその交換価値の下落分が賠償される場合。

「たな卸資産等」以外の資産が消滅して交換価値相当額の賠償金を得た場合、客観的にはキャピタルゲイン・ロスが実現する場合があるが、この場合でも所令94条および所令95条の規定から明らかなように、これが「不法行為その他突発的な事故による」損害賠償金の場合には、譲渡所得とみなして課税することはせず、非課税所得とする。このように、所令94条は、当事者の意思に反して、資産が交換価値相当額の金銭に変わった場合、その資産が売却を目的とする「たな卸資産等」であって、「業務者」に保有されていた場合には、時期は意思に反していたとしても金銭に変わることは当然に予定されていたことであるから、非課税扱いをする必要はなく、意思に基づく譲渡と同様の扱いをして事業所得等とする規定であるといえる¹⁵。

一方で、譲渡することなどまったく予定されていなかった資産、あるいはいずれ譲渡するか

¹² 岡 正晶「非課税となる損害賠償金の範囲」『税務事例研究』5号、33頁。

¹³ 同上、33頁。

¹⁴ 第九十四条 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者が受ける次に掲げるもので、その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする。

一 当該業務に係るたな卸資産（第八十一条各号（譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産）に掲げる資産を含む。）、山林、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）につき損失を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するもの（山林につき法第五十一条第三項（山林損失の必要経費算入）の規定に該当する損失を受けたことにより取得するものについては、その損失の金額をこえる場合におけるそのこえる金額に相当する部分に限る。）

二 当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの

¹⁵ 岡、前掲注12、37頁。

もしれないが、譲渡することが業務上の目的として予定されているものではない資産については「当事者の意思に反して、強制的に」評価益が実現するわけであり、もし、その事故がなかったならば課税されなかったはずの評価益であるから、生活用資産か、事業用資産かを問わず非課税所得とするのである¹⁶。しかし、この点については、意思に反した評価益の実現であっても実現主義の所得税制の下で、損害を受けた時点での時価に基づいて損害賠償を受けた場合にその全額を非課税とすることは、未実現のキャピタルゲイン部分をも非課税にすることになるから譲渡所得課税をすべきであると考えられる¹⁷。

この点、当初は当事者の意思に反した資産損害であっても、その後被害者がその資産損害を「追認等」して、その意思にもとづいて交換価値相当額の金員を「和解金等」として受領した場合には、事実認定の問題として、資産の譲渡による対価と認定される（譲渡所得として課税される）ことがあることに留意したい¹⁸。この例として、大阪地裁昭和41年8月8日判決（マンション和解金事件）¹⁹や、福岡地裁昭和44年12月26日判決²⁰等が挙げられ、今回のライブドア和解金についても、当該事案に相当すると考えられるため、以下若干の考察をする。

資産損害を「追認等」したことにあてはまるかについては、虚偽の公表後にライブドア株を売却していることから、売却によって所有する資産に損害がでることを「追認」したといえることができると考えられる。そして、交換価値相当額ではないが、虚偽の公表による損失の補填としての和解金を実際に受け取っているから、この和解金は資産の譲渡による対価に当てはまると考えられる。また、上記大阪地裁判決が述べるように、和解金や賠償金の名前自体ではなく、その実質により非課税となる賠償金か否かを判定することから、ライブドア和解金もその実質から課税所得として考えることができるであろう。

3. 受領した損害賠償金の所得区分と認識

(1) 受領損害賠償金の認識

営業用資産の損失に係る損害賠償請求権（損害賠償未収入金）については、損害発生時点で損失と同時に発生するものであるから、実際に損害を被った時点で、その原因である損失と同時に損害賠償金として損益に反映させることが相当である²¹。したがって、その損害発生時点において、「(借方) 資産損失、(貸方) 資産」という仕訳が前提となり、そして、その損害賠償金を受け取った時において、受け取った貨幣性資産が収益となるのか、それとも、前提となった資産損失の控除額ととらえることができるのかが問題点として想起される。

この場合において、賠償金の確定に時間を要する場合があるが、税務上は、私法と同様に、

¹⁶ 同上、37頁。

¹⁷ 同上、38頁参照。

¹⁸ 同上、49頁参照。

¹⁹ 大阪地裁昭和41年8月8日判決、昭和40年（行ウ）第61号 LEX/DB【文献番号】21024130。

²⁰ 福岡地裁昭和44年12月26日判決、昭和43年（行ウ）第78号 LEX/DB【文献番号】21032080。

²¹ 内川澄男「賠償金等に関する最近の傾向と税務上の基本的な考え方」『税経通信』第67巻第14号、102頁。

その支払事実が確定した時点で収益として把握することを原則（ひもつき説）としながらも、損害賠償金を実際に受け取った時点で収益として計上すること（損益切離説）も認めている²²。つまり、損害賠償金をいつ受け取るかという現金收受時点を問題としない限り、損害賠償請求権の実現する範囲において資産が増加することは間違いないのであるから、その損害賠償請求権の確定をもって包括的所得概念における純資産の増加、つまり所得があることを観念し得る。

したがって、受け取った損害賠償金の取扱いについては、その収益の認識時点に関係なく所得であることには変わりはない。しかし、その所得の原因となる損害は、当該資産損失と相当因果関係（民法416条類推適用）による対応があるか否かによって、下の【図表2】に示した2つの性質（①消極的損害、②積極的損害）に分けられることになる。

【図表2】 損害発生とそれに伴う損害賠償金の取扱い



まず、①消極的損害になる場合とは、資産損失との対応がみられない賠償金、つまり、収益性の損害賠償金となる場合である。例えば、店舗に自動車が突っ込み、その店舗の復旧期間中の休業補償、従業員の給与や、一時的に別店舗を借りるために支払う賃借料などの補填等が当てはまる。また、他にも債務不履行または不法行為に基づく損害賠償において、その損害賠償の対象となる事実がなければ得ることができなかったことを要件とする利益、すなわち、得べかりし利益も対象となる。

次に、②積極的損害になる場合とは、資産損失に起因するものすべてが含まれる。このようにして考えることで、損失≧損害賠償金である限りにおいて損失の補填であり²³、また、損害賠償金が損失を超える部分については差益と解する²⁴ことが導かれる。さらに、これらの考え方は、損害賠償金が損失の補填である限り所得を構成しないものとして、非課税規定を確認的

²² この点、いわゆる日本総合物産事件（東京高裁昭和54年10月30日判決、昭和52年（行コ）第10号 LEX/DB【文献番号】21067410）では、「所得金額を計算するにあたり、同一原因により収益と損失が発生しその両者の額が互いに時を隔てることなく確定するような場合に（中略）、益金、損金のそれぞれの項目につき金額を明らかにして計上すべきものとしている制度本来の趣旨からすれば、収益及び損失はそれが同一原因によって生ずるものであつても、各個独立に確定すべきことを原則とし、従って、両者互い他方の確定を待たなければ当該事業年度における確定をさまたげるという関係に立つものではないと解するのが相当である。すなわち、当該収益、損失のそれぞれにつき当該事業年度中の有無が問われれば足りるのである。」と述べている。

規定と捉えることにより導出されるものであるといえる。

したがって、非課税規定である、所令30条、および所令94条に該当するものについても②の場合となるのであるが、この場合も、包括的所得概念により認識されることになる資産の増加分と対応した費用の控除分における所得につき、課税しないこととするのであるから別段問題はないし、所令30条柱書の括弧書および所令94条後半括弧書の内容を②が含んでいることから、それを裏付けることができるのである。

この点、ライブドア損害賠償金をどう捉えるかである。当該賠償金は、有価証券報告書虚偽記載という不法行為によるライブドア株式損失に起因して受け取ったものである。その損失額は、旧証券取引法21条2項を「虚偽記載等の事実の公表」がされた場合には、その虚偽記載等の市場価額への影響が排除されて虚偽記載等がなかったと仮定した場合の本来あるべき価額に回復すると考え、公表日前後1月間の平均額の差額を、有価証券取得時における取得価額と虚偽記載等がなかったと仮定した場合の取得時の想定価額（本来あるべき価額）の差額と推定する趣旨の規定と解して算定したものである。この「虚偽記載がなかったと仮定する」ということは、原状回復的な損害賠償（取得者が当該株式を取得するという決定をしなかった状態の金銭的価値による実現²⁵⁾）を目指すことと理解できる²⁶⁾。

しかしながら、同じ不法行為による損害賠償金においても、一般の不法行為によってもたらされた損失の補填金としての性格をもつものと、今回のライブドア賠償金のような、原告らがライブドア株式の取得に実際要した金額のうち、不法行為である虚偽記載がなければ支払う必要のなかった取得時差額に相当する部分とを同じ不法行為によるものとして同列に扱ってよいのであろうかという疑問が想起される。確かに、不法行為に基づく損害賠償という点では同じことになるのであるが、実際には、それらが過去に資産が喪失したことについて原因と損害が直接的に対応しているような②積極的損害における損失補填と、過去に資産が喪失したという損害の事実はあるが、その事実がもたらされた原因とその損害が直接対応しているとはいえず、因果が不明であるような①消極的損害における損失補填とに2分されていることは、【図表2】で示したとおりである。

この点、ライブドア損害賠償金は、原告らがライブドア株式の取得に実際要した金額のうち、

²³⁾ この点について、所令30条柱書の括弧書では、「損害賠償金であっても、必要経費に算入される金額を補てんするための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に限って非課税とする」と規定されている。

²⁴⁾ この点については、所令94条1項1号後半括弧書に「損失を受けたことにより取得するものについてはその損失の金額を超える場合におけるその超える金額に相当する部分に限る」と規定されている。

²⁵⁾ 未実現の時点での評価については、玉國教授が「神戸地裁判決は、虚偽記載の公表によって失われた株式価値を『資産の損失』として捉え、資産に加えられた損失の回復であることを理由に『収入金額に代わる性質』を持たないとする。株式が値上がりしても値下がりしても、保有している未実現の段階では課税上の評価を何ら受けず、実現行為を経て初めて課税評価の対象にされることを考えると、実現前に資産価値の減少を評価して損害賠償額を認定しようとする裁判所の態度には疑問の余地がある」と述べている（玉國文敏「損害賠償金課税の側面」『税研』第30巻第6号、24頁）。

²⁶⁾ 潮見佳男「虚偽記載等による損害—不法行為損害賠償法の視点から」『商事法務』1907号、15頁。

不法行為である虚偽記載がなければキャピタルゲインを得ることができた部分となる取得時差額に相当する部分であるから、得べかりし利益の要件を満たすと考えられ、①の消極的損害となるのが妥当であろう。また、取得時差額説は、取得時と損害発生時という、売却時を経ずに未実現のままでキャピタルゲイン・ロスを仮計算する損害賠償額の算定方法であるため、実際の売却時の損害との差分が発生することになり、その売却時については、売却資産の保有者の恣意性が発現するという問題を孕んでいるのであるが、受領損害賠償金が非課税所得となる限りにおいて、その問題が浮き彫りにならずに済んでいるだけである。換言すれば、受領損害賠償金が課税所得となる場合には問題が表出することになる。

(2) ライブドア損害賠償金事件へのあてはめ

以上の検討から、ライブドア損害賠償金事件が、【図表2】①の得べかりし利益を争ったものである限りにおいて、当該資産損失とは対応が見られないことになるのであるから、当該損害賠償金は非課税規定の対象とならないと考えられる。それは、前述した得べかりし利益に、不法行為に基づく損害賠償金が含まれていることから明白である。つまり、不法行為に基づく損害賠償金は、対応関係のある所得税法施行令30条1項2号の場合に限らず、対応関係のみ見られない場合と厳密に峻別する必要がある。

ここで、ライブドア賠償金事件の事例を取引に組み直し、仕訳を基に検討してみたい。

- ① 個人 X が、虚偽の報告に基づいて評価されていたとは知らず、A 社株式を売買目的で株価900にて取得。
- ② 虚偽の報告が公表され、A 社株式の株価が400まで下がった。
- ③ ①の株価が下がったことに基因して、A 社株式の保有の意思をなくし、400で売却。
- ④ 虚偽の報告があったことにつき損害賠償請求訴訟が提起され、結果200の損害賠償金を受領することで和解が成立。
- ⑤ この和解金を③で発生した500の損失と過年度損益修正で相殺した。

まず、上記例の仕訳としては、以下のようになる。

- | | | | | |
|--------------------|-----|---|----------|-----|
| ① A 社株式 | 900 | / | 現金預金 | 900 |
| ② 株価が下がっただけなので仕訳なし | | | | |
| ③ 現金預金 | 400 | / | A 社株式 | 900 |
| 有価証券売却損 | 500 | / | | |
| ④ 現金預金 | 200 | / | 受取損害賠償金 | 200 |
| ⑤ 受取損害賠償金 | 200 | / | 過年度損益修正益 | 200 |

ライブドア事件東京地裁判決²⁷が採用した取得時差額説によれば、不法行為による原状回復は、被害者が取得した株価900から売却時の株価400を控除して損害とみなし、株式を買わなかった状態まで回復させるのであるから、売却差額500を賠償することになる²⁸。

そして、受け取った和解金200は、損害の補填として受け取った損害賠償金であり、非課税

でなければ所得区分として一時所得となる（所基通34-1）。そうすると、一時所得である以上、過年度との損益通算は不可能であるから、個人所得税においては損益切離説を採用せざるを得ないことになる。この点について吉良教授は、「売上原価等の損金計上については費用収益対応の原則が働くが、費用外損失の損金計上については、この原則は働かず、したがって損害賠償債権や不当利得返還請求権との見合いを考える必要なく、費用外損失が発生すればその時点で損金に計上し、一方、損害賠償債権や不当利得返還請求が発生すれば、その時点で益金に計上すればよいのであって、その両者を同一事業年度に計上しなければならないとする法的根拠はない」²⁹と述べている。この見解は、現実には資産の減少が生じているのであるから既に損失の発生を認識しており、当該賠償請求権が回収不能であるか否かが判明するまで損失が確定しないのは現実的ではないとするものであり、以下で述べるような、費用収益対応の原則が働かない（発生主義が働かない）一時所得における損害賠償請求権の計上時期について大変有益な考え方であるといえる。

(3) 損害賠償請求権の所得区分

受領損害賠償金については一時所得の例示（所基通34-1）があり、また、下で述べるように一時所得の2要件（非対価性、非継続性）を満たしているが、損害賠償金の未収入債権となる損害賠償請求権についてはどうであろうか。ここで、一時所得の意義に立ち返り、「（一時所得を定める）所法34条1項における『非対価性』とは、投下資本としての対価の発生が不明瞭なものを指しており、さらに、一時所得には『非継続性』要件もあることから、一時所得の算定につき発生主義は否定され、現金主義による収入と支出の差額のみが一時所得の課税所得算定のベースとなっていると解される。また、一時所得は、一回性の取引による所得であり、その積み重ねが一年間という期間での『一回性の所得計算の集合体』となり、他方で、一時所得の計算につき、必要経費という文言が使われていないのは、その計算が完全な現金主義によって行われており、現金収入とそれに起因する現金支出（支出を伴わないものも含む）という関係に限定されているからである」³⁰ことから理解すると、仮に一時所得である損害賠償金と対応した投下資本を損害とみなせば、損害賠償請求権は、一時所得の2要件を満たしているといえるであろうか。

損害賠償請求権と損害とについては、損害賠償請求権は損害に因果関係があり、また、税務上は、私法と同様に権利確定主義から損害賠償請求権が確定した時点で収益として把握することを原則としていることから対価性が見出されるため、損害賠償請求権自体は一時所得の区分からは外れることになり、損害に因果関係のある所得区分が適応されることになる（例えば

²⁷ 東京地裁平成21年5月21日判決、平成18年（わ）第11635号他 LEX/DB【文献番号】25450890。

²⁸ 損害発生時点において、（借方）資産損失、（貸方）資産という仕訳が前提であることの証左である。

²⁹ 吉良 実「詐欺等の犯罪による被害損失の損金算入」『シュトイエル』186号、20頁。

³⁰ 拙稿「一時所得への所得区分における法的・会計的側面からの検討」『熊本学園大学会計専門職紀要』第5号、53-54頁。

事業上の損害であれば事業所得)が、損害賠償請求権が確定した後の現実に受領する現金である損害賠償金については、損害の対価となる損害賠償請求権がすべて貸倒れる可能性があることから、対価の回収可能性において不確実性を伴うため、必ずしも対価性があるとはいえない(現金主義の採用)。したがって、非対価性は満たしているといえる。また、非継続性については、そもそも判決や和解は同じものが2つとない一回性のものである。したがって、損害賠償請求権は、非継続性は満たすが非対価性を満たさないため、一時所得には該当しないが、損害賠償請求権が確定した後に受領する損害賠償金は、原則として一時所得となり、その中で原状回復に相当する部分を非課税とすることが導かれるのである。

以上を踏まえて、事例の仕訳を振り返ると、仕訳③の損失と仕訳④の損害賠償金は、通常因果関係があることになる。【図表1】で示したように、③での損失以内で受領した賠償金が非課税となるが、損失500に対して受領した賠償金は200であったため、非課税となり得る賠償金であることには間違いはない。しかし、これを取得費の補填でないとすると、③の取得費における損失と、④の受領損害賠償金は因果関係を持たないことになる。

この点、ライブドア損害賠償金事件判決も、取得費と損害賠償金を切り離して考えているが、不法行為による損害賠償(民法709条)の判例通説である、相当因果関係が必要であるという考え方からも、当該事案は因果関係を維持できる両建て処理が望ましいと考えられる。

(4) 譲渡所得の取得費と直接対応の必要経費

ライブドア損害賠償金事件で判決を左右することになった所令30条柱書の括弧書の意義は、「必要経費に算入する部分」を除外することで2重控除を防ぐことにあることはこれまで繰り返し述べてきたが、しかし、譲渡所得のように、その条文につき、「必要経費」の文言を持たないことについてどのように考えるべきであろうか。

譲渡所得の条文には、「当該所得の基[●]因とな[●]つた[●]資[●]産[●]の[●]取[●]得[●]費[●]及[●]び[●]そ[●]の[●]資[●]産[●]の[●]譲[●]渡[●]に[●]要[●]し[●]た[●]費[●]用[●]を[●]控[●]除[●]す[●]る[●]」とあり、結局は所得との因果が明確な経費を控除するものであるから、所法37条における「所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額」と同等程度の直接費用性を満たすものと一応は考えられる。したがって、譲渡所得にかかる取得費の実質は、他の必要経費と同視し得る³¹。

必要経費が投下資本の回収に伴う経費、つまり費用と収益との対応が図られているかという点についても、取得費を支出しなければ収益たるキャピタルゲインを得るための資産を取得できないという因果関係がある。しかし、資産を取得したことと、取得費を上回る収益を得られるか否かについての明確な因果関係はない。したがって、資産を取得することと、取得した資産のキャピタルゲイン・ロスについては別個の事象として捉えなくてはならないことになる。

³¹ アメリカ内国歳入法典(IRC) § 162(事業活動から生じた費用または損失の控除)と § 212(主に投資活動から生じた費用または損失の控除)においても“ordinary and necessary”によって同様に費用の範囲を規定していることから、これらを同視していることが窺える。

キャピタルゲインが出た場合における取得費の控除については当然であるが、以下ではキャピタルロスが出た場合における取得費の控除について若干の検討をする。キャピタルロスが出た場合とは、資産の含み損を現実化させた時点で、資産の取得に係った費用よりも得られる資産が少ない場合をいい、一般的に次の仕訳で表わされる。

資産売却損200 / 譲渡用資産 500

貨幣性資産300 /

また、キャピタルゲインが出る場合の仕訳は以下で表わされる。

貨幣性資産800 / 譲渡用資産 500

/ 資産売却益 300

つまり、上記仕訳はキャピタルゲイン・ロスが資産の購入価額である取得費との差額でしかないことを表すことになり、したがって、取得費がゲインかロスかの基準となっていることを示している。この点、例えば100で仕入れた棚卸資産をある時は50で売り、またある時は200で売ったこととの差異はどこにあるのだろうか。この例においても仕入額100を基準として50の損失もしくは100の利得を得たと認識しているだけである。仕入は事業経費であり、かつ、収益と直接対応する必要経費であるが、この場合の所得計算と、譲渡所得における所得計算とは、直接対応という点で同様に考えて良いと思われる。このように、譲渡所得の取得費が必要経費と同視し得るのであれば、譲渡所得にかかる損失補填であっても、所令30条柱書括弧書のように必要経費の補填として損害賠償金を所得に計上し、両建て処理によって2重控除を避けることこそが、包括的所得概念の観点からも望ましいと考える。

結びに代えて—ライブドア損害賠償金事件を振り返って—

ライブドア損害賠償金事件のような資産損失による損害賠償金は、まず、一時所得として区分された後、所法9条17項によって原則非課税所得となる。しかし、例外的に課税所得となる規定（所令30条等）があるため、課税・非課税の判定上は明確な規定からの文理解釈とすべきである。この課税・非課税の判定上における、資産損害以外を含めた上でのまとめとしての表を、文末【図表3】に示している。

また、不法行為等の突発的な事故により換価された資産について売却益が出る場合には、全て非課税としてしまうと、実現したはずのキャピタルゲイン部分が課税されないままとするため、この点は課税すべきである。

さらに、売却損失が出た場合でも、取得費に係る損害賠償金については、取得費と切り離されることで原因と結果の辻褄が合わなくなることから、相当因果関係が必要であるという考え方に立てば非課税所得とするのは不適當であり、課税所得として両建て処理することが望ましいということになる。

他方で、課税所得算定の段階においては、税務上、損害賠償請求権についてひも付き説と損益切離説の両方を認めていることから、いつ受領したかという収益認識時点を問題としない限

り、損害賠償請求権によって実現する範囲での資産の増加が観念されるため、その損害賠償請求権の確定をもって包括的所得概念における資産の増加、つまり所得があることを観念し得る。したがって、受領した損害賠償金の取り扱いについては、その収益の認識時点に関係なく所得であることには変わりはないといえる。

また、投下資本の回収に伴う経費として、資産の取得費が必要経費と同様に費用と収益との対応が図られているかという点についても、資産の購入価額となる取得費を支出しなければ、収益たるキャピタルゲインを得るための資産を取得できないという直接的因果関係があるが、資産を取得したことと、取得費を上回る収益を得られるか否かについての明確な因果関係はない。したがって、これらは必要条件の関係であり、ライブドア損害賠償金に限らず、資産を取得することと、取得資産のキャピタルゲイン・ロスとは別個の事象として捉えなくてはならないことに留意したい。例えば、キャピタルゲインがあった時のみ取得費を控除し、取得費に満たない場合にはキャピタルロスを認識しないというような差別的な取扱い³²は、取得費はあくまで譲渡資産のゲイン・ロスを判定する基準であるという考え方からはナンセンスである。

しかしながら、それらを別個の事象として捉えれば、このような差別的取扱いにも一定の理解ができる。そしてそれは、恣意的な損出しに一定の効果があることが認められる³³のであり、その実質は、同族関係者における租税回避のための個別的否認規定として存在すると考えられる。資産損失に限らず、資産の譲渡に関する問題には、包括的所得概念による理論的な原則と、それに対する政策的な例外とが少なからず存在するが、特に資産損失では、納税者が恣意的に損失の実現する時機を選択することができることを忘れてはならない。

³² 所得税法59条2項は、みなし譲渡損失を認識しない規定となっている。

³³ 中里 実「みなし譲渡と時価主義」『日税研論集』第50巻、115頁。

【図表3】損害賠償金等の課税、非課税判定

取得原因	課税・非課税	具体例
債務不履行により受け取る損害賠償金等（不法行為によるものではない）	課税	違約金、遅延利息（所法34（所基通34-1））
身体の障害又は心身に加えられた損害につき受け取る損害賠償金等	非課税	給与所得者が加害者から受ける給与の補償料、事業所得者が加害者から受ける収益の補償料（所令94①一）
	非課税	示談金、慰謝料（所令94①一）
	非課税	いわゆる災害見舞金で相当なもの。ただし役務の対価たる性質を有するものを除く（所令30③三）
	課税	棚卸資産の水災保険金、特許権の侵害による補償金（所令94①一）
棚卸資産など収入金額に代わる性質を有するもの	課税	復旧期間中の休業補償金（所令94①二）
	課税	収入等による漁業権、水利権等が消滅することによって受けるもの（所令95）
資産の障害につき受け取る損害賠償金等	課税	不法行為・債務不履行がなければ被害者・債権者が本来取得し得たはずの財産上の利益の喪失、いわゆる「得べかりし利益」（大阪地裁昭和41年8月8日判決（税務訴訟資料45号134頁））
	課税	従業員給料、一時借店舗の賃借料その他通常の維持管理費用などを補てんするもの。「必要経費に算入される金額を補てんするために受ける損害賠償金等」（所令30括弧書）
	非課税	店舗の損害により受け取る損害賠償金。ただし必要経費に算入される金額を補てんするものを除く（所令30括弧書以外）
店舗、車両などの事業用固定資産	課税	突発的なもの
資産自体の損害の補償	課税	補償を約したものの
	非課税	見舞金
見舞金	非課税	いわゆる災害見舞金。ただし収入金額に代わる性質を有するものを除く（所令94①一、二）

参考文献 (本文中引用を除く)

金子 宏『租税法〔第19版〕』(有斐閣、2014)。

金子 宏ほか『ケースブック租税法〔第4版〕』(有斐閣、2013)。

酒井克彦「損害賠償金・慰謝料等の支払を受けた場合の非課税規定の適用問題 (上)」『税務事例』第39巻第9号。

酒井克彦「損害賠償金・慰謝料等の支払を受けた場合の非課税規定の適用問題 (下)」『税務事例』第39巻第10号。

玉國文敏「損害賠償金課税をめぐる法的一考察」『租税研究』第580号。

藤田良一「所得税法上の資産損失制度に関する一考察」『税大論叢』第13号。

宮崎綾望「ビジネスリスクと税制」『租税法研究』第41号。

山名隆男「損害金額の必要経費算入と損害賠償金の課税・非課税」『立命法學』2014年第1号。

山本洋一郎「消費者被害回復金は非課税」『税法学』第567号。

山本洋一郎・山名隆男「ライブドア被害回復金と課税」『税理』2014年5月号。